

令和7年度・第28回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年7月25日(金) 13:00～

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員(19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(0名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(0名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
小川G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 13番 印

_____ 18番 印

議事録作成者 _____ 局長代理 印

令和 7 年度・第 27 回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第 9 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 9 2 号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 9 3 号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第 3 0 2 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 3 0 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 3 0 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 3 0 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 3 0 6 号 非農地証明願承認について
- 議案第 3 0 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 3 0 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 3 0 9 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 8 月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　ただ今から、第28回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員19名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名で全員出席です。
以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをお開きください。

6月26日に鹿児島県女性委員の会理事会がマリnpレスかごしまで開催され、薬師寺委員が出席されております。

7月4日に定例常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、会長、職員が出席しております。

9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。

11日に新規就農者を励ます会、ニューファーマー営農塾が宮之城ひまわり館で開催され、会長、小園会長代理、事務局長が出席されております。

14日に第4回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会がSSプラザ川内で開催され、上小川委員が出席されております。

15日に第27回運営委員会が本庁舎604会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

16日に令和7年度農業者年金加入推進会議及び農用地利用状況調査推進会議がSSプラザ川内で開催されております。

本日、第28回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

28日に第1回薩摩川内市農業委員選考委員会が本庁舎60

1 会議室で、開催予定となっております。

3 1 日が 8 月申請分の締切日となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 次に、6 月 2 6 日開催の鹿児島県女性委員の会理事会について、
薬師寺委員の報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3 番 薬師寺が、6 月 2 6 日午前 1 0 時よりマリnpレス鹿児島
島で、令和 7 年度 農業委員会活動評価検討会及び女性委員の会
理事会に出席いたしましたので報告いたします。

活動評価検討会では、農地の権利移動に関わる委員としての活
動内容、基盤法のバンク法への統合について各支部の情報交換を
しました。令和 7 年度 6 月現在で女性農業委員 1 0 8 名、女性推
進委員 4 3 名、1 5 1 名になり、昨年より 1 1 名増えています。

女性農業委員ゼロ人の市町村が南大隅町、喜界町です。

令和 7 年度総会を 9 月 1 日・2 日に、マリnpレスで開催という
ことになっていますが、9 月 2 日に農業者年金の研修が昼からあ
るため、午前中の研究内容を今検討中のところです。

以上です。

議 長 その次に、7 月 1 4 日開催の第 4 回薩摩川内市都市計画マスター
プラン策定委員会について、上小川委員の報告をお願いいたします。

上小川委員 2 5 番上小川が、7 月 1 4 日都市計画マスタープラン策定委員会
に出席いたしましたので報告いたします。

今回は第 4 回ということで、今回の会議内容につきましては、土
地利用、自然緑地についてのあらゆる種別の委員からの意見を求め
られるところであります。

なお、この委員会というのは、最後に説明がございましたが、1
年間延長するということで報告がなされました。

以上です。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ござ
いせんか。

委 員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
13番：永留 智史 委員
18番：梶原 拓二 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第91号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第91号を説明いたします。資料は2ページから4ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号79番から90番までの12件で、
登記地目 田22筆22, 036㎡、畑1筆725㎡、合計23筆22, 761㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号80番です。
薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、
処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第91号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第91号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第91号を終ります。
次は報告第92号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第92号を説明いたします。資料は5ページから11ページをご覧ください。
今月の証明発行願いは、受理番号26番から51番までの26

件で、登記地目 田 4 4 筆 2 6 , 7 8 1 . 7 2 m²、畑 1 9 筆 1 0 , 4 4 9 m²、合計 6 3 筆 3 7 , 2 3 0 . 7 2 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 9 2 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 9 2 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第 9 2 号を終わります。
次は、報告第 9 3 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第 9 3 号を説明いたします。資料は 1 2 ページをご覧ください。

　　今月は、受理番号 3 番の 1 件で、登記地目は田 1 筆 7 3 0 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

　　許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

　　転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

　　なお、現地確認については、薬師寺委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

　　以上で、報告第 9 3 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 9 3 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

議長 質疑がありませんので、報告第 93 号を終わります。

次に、議案第 302 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

長沼 G 長 議案第 302 号を説明いたします。資料は、13 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 2 番から 3 番の 2 件で、登記地目 田：1 筆 869 m²、畑：1 筆 14 m² 合計 2 筆 883 m²の申請がありました。内容を説明いたします

2 番は、宅地拡張での申請です。

昭和 38 年に隣接地にある土地に居宅を建てましたが、申請地に越境していたため、申請するものです。

14 番 宅地 165.69 m²と一体利用で総面積 179.69 m²となります。また、施工済であるため、始末書が添付されています。

3 番は、月極駐車場での申請です。

既存の駐車場がありましたが、契約期間満了につき、更新できないことから、隣接にある申請地に月極駐車場を整備する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 302 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10 番、木下が、2 番および 3 番を報告します。

7 月 10 日、濱田推進委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、2 番について、位置図 2 ページ、調査表 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

施行済みのため、始末書が添付されております。宅地拡張の目的の申請です。

次に、3 番について、位置図 3 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

以上です。

権設定を行うものです。

また、施工済のため、始末書が添付されています。

次に、議案第303号受理番号22番から24番、26番から29番を説明します。

資料は、14ページから16ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号22番から29番の8件で、登記地目
田4筆 2, 577 m²、畑5筆 2, 301 m² 合計9筆
4, 878 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。

22番は、貸資材置場での申請です。

宮内町にある建設会社に資材置場を整備し、貸付する計画です。

23番は、変電所での申請です。

福岡にある会社の変電所を整備する計画です。

また、蓄電池を農地以外に設置する計画であり、変電所と蓄電池をつなぐ自営線は公衆用道路に埋設します。

24番は、一般住宅での申請です。

26番は、保育園舎での申請です。

既存の保育園舎が2棟ありますが、うち1棟が老朽化のため、申請地を加え、拡張した敷地に建替える計画です。

605番3 宅地 外4筆 1, 775. 01 m²と一体利用で
総面積2, 190. 01 m²です。

27番は、宅地分譲：2区画の申請です。

仮換地実測面積は、675. 45 m²です。

28番は、共同住宅での申請です。

共同住宅1棟、駐車場14台を整備する計画です。

29番は、駐車場での申請です。

三自治会が共有で使用している公民館の隣接地に駐車場を整備する計画です。また、出資した金額の割合で、それぞれ持ち分ごとに所有権移転します。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第303号及び議案第304号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

25番と30番を報告いたします。(一括審議分)

9番 下茂が、議案第303番25番及び議案第304号30番について、関連がありますので報告します。

7月10日、福壽推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図7ページ、調査表6ページ・11ページをご覧ください。

申請地の現況は、事務局からの説明のとおり、平成27年頃に駐車場として整備されていきました。

転用目的は、駐車場ですが、施工済のため、始末書が添付されています。

申請地の2筆を一体利用して駐車場を整備する計画ですが、1筆は渡人からの所有権移転：売許可申請、もう1筆は、貸人からの賃借権設定申請となります。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

下茂委員

続いて9番、下茂が22番及び23番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、22番ですが、位置図4ページ、調査票3ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、貸資材置場での申請です。

次に23番ですが、位置図5ページ、調査票4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、変電所での申請です。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

木下委員

10番、木下が、24番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

下茂委員 9番、下茂が26番及び29番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、26番ですが位置図8ページ、調査票7ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、保育園舎での申請です。

次に、27番ですが、位置図9ページ、調査票8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。転用目的は、宅地分譲での申請です。

次に、28番ですが、位置図10ページ、調査票9ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、共同住宅での申請です。

次に、29番ですが、位置図11ページ、調査票10ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、果樹を栽培されていました。転用目的は、駐車場での申請です。

どちらも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

高木推進委員 39番 高木です。24番中福良町松迫2310番2ですが、位置図では2310番1になっています。

長沼G長 議案の2310番2は合っています。位置図の番地が間違っていました。大変申し訳ございません。

議 長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

初めに議案第303号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第303号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第304号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」について審議いたします。

なお、事務局の説明及び委員の説明については、先ほど説明がすでに終了しておりますので、かつあいさせていただきます。

議 長 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第304号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第305号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第305号を説明いたします。資料は、18ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号31番の1件で、登記地目 畑1筆904㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

父から申請地を借り受けて、子が経営する会社が共同住宅・駐車場等を整備する申請です。

3952番2 宅地 648.28㎡と一体利用で総面積1,552.28㎡です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第305号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番、下茂が31番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図12ページ、調査票12ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、共同住宅での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第305号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第305号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第306号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第306号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号15番から19番の5件で、登記地目
田6筆 4, 481㎡ 畑4筆2, 728㎡、合計10筆
7, 209㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、説明します。

15番は、平成27年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

16番は、平成7年頃から耕作しておらず山林化して現在に至っています。

次に、17番・19番を報告します。

まず、17番は申請地の約3分の2は、雑木等が繁茂し、原野状態でした。残りは、栗の木を伐根し、雑草や竹が生えつつある状態となっておりました。

申請地は、道路より1m程高い位置にあり、周辺農地に影響しない位置にあります。

次に、19番ですが、申請地の現況は、原野で、一部保全管理されておりました。

当該申請地は、隣接地に居宅がありましたが、現在は取り壊してあり、また、周辺は山林に囲まれている農地であり、鳥獣被害が多く、申請地も荒らされている状況でした。

17番及び19番については、農林水産省経営局農地政策課長通知の「非農地判断の徹底について」では、非農地判断を行う要件として、②の「周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない」土地であるかを現地調査で調査された調査委員からの報告で判断していただければと考えます。

18番は、平成7年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

以上で、議案第306号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番、下茂が15番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図13・14ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成２７年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

木下委員

１０番 木下が１６番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図１５ページ、調査表１４ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成７年頃から耕作しておらず山林化している状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

山路委員

１４番、山路が１７番を報告します。

７月９日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図１６ページ、調査表１５ページをご覧ください。

申請地の現況は、申請地の約３分の２は、雑木等が繁茂し、原野状態でした。残りは、栗の木を伐根し、雑草や竹が生えつつある状態となっておりました。

申請地は、道路より１ｍ程高い位置にあり、周辺農地に影響しない位置にあります。

このようなことから、周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続することができないと見込まれると判断し、農地として再生利用が困難な土地であると判断しました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

小園委員

１６番 小園が、議案第３０６号１８番・１９番報告します。

７月９日、古川推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

１８番ですが、位置図１７ページ、調査表１６ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成７年から耕作しておらず、耕作しておらず原野の状態でした。

次に、１９番ですが、位置図１８ページ、調査表１７ページを

49番・51番及び52番は、遊休農地を解消し耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第307号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が42番から45番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、42番について位置図19ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、43番について位置図20ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

次に、44番について位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、梅を栽培予定です。

次に、45番について位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、田は耕作・畑は保全管理されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、水稻と野菜を栽培予定です。

いずれも新規営農や規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

山路委員

14番、山路が46番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、ハウスが建っていました。権利取得後は、いちごを栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

中島委員

8番、中島が47番から52番を報告します。

7月9日、高木委員と事務局 福永・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、47番について位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、飼料用米を栽培予定です。

次に、48番について位置図25ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、飼料用米を栽培予定です。

次に、49番について位置図26・27ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑で田は耕作されていました。畑については一部耕作されていませんでした。

権利取得後は、田は飼料用米で畑は蕎麦を栽培予定です。

畑については、一部遊休農地であり、解消する必要があることから、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

次に、50番について位置図28ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理されていました。権利取得後は、蕎麦を栽培予定です。

次に、51番について位置図28ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。権利取得後は、蕎麦を栽培予定です。

遊休農地であり、解消する必要があることから、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

次に、52番について位置図27ページ、調査表28ページ

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。権利取得後は、蕎麦を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議案第 307 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 307 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

今月の申請は、受理番号 5 3 番から 5 6 番の 4 件で、田 2 筆
2, 2 1 3 m² 畑 2 筆 1, 3 5 2 m² 合計 4 筆 3, 5 6 5 m² の申
請がありました

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

19

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第308号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番、下茂が53番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図29ページ、調査表29ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていまして。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

木下委員 10番、木下が54番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図30ページ、調査表30ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていまして。権利取得後は、雑穀を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

小園委員 16番、小園が55番・56番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
55番ですが、位置図31ページ、調査表31ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていまして。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
56番ですが、位置図32ページ、調査表32ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
どちらも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

梶原主幹 議案第 309 号を説明いたします。資料は 25 ページから 32 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 69, 684 m²、畑 5, 439 m²、合計 75, 123 m²の申請がありました。

中間管理権設定 49 件中、認定農業者等に係る分は 31 件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号 134 番から 142 番、144 番から 182 番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３０９号受理番号１４３番を除く、受理番号１３４番から１４２番、１４４番から１８２番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第３０９号受理番号１４３番を除く、受理番号１３４番から１４２番、１４４番から１８２番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第３０９号、受理番号１４３番に係る議事参与案件について審議に入ります。

谷山委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

谷山委員 (退席・退室)

議 長 議案第３０９号、受理番号１４３番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第３０９号受理番号１４３番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の谷山委員ご本人ですので、内容説明いたします。資料は２７ページ中段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第３０９号受理番号１４３番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第 3 0 9 号受理番号 1 4 3 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

谷山委員の入室をお願いします。

谷山委員

(入室 ・ 着席)

議 長

議案第 3 0 9 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 8 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理

8 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、1 2 日（火）が本土川内地域、8 日（金）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 3 0 分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

下段に記載の 8 月総会は 8 月 2 6 日（火）午後 1 時から、SS プラザ川内の 3 階第 3 0 1 から第 3 0 3 会議室を予定しています。

また、裏面は 8 月から 1 0 月の行事予定を記載してあります。

裏面の方を御覧頂きたいと思います。

8 月につきましては本日が定例の常設審議委員会、8 日・1 2 日が定例の現地調査、1 8 日が農業委員会運営委員会、2 6 日が総会、2 9 日が 9 月分の申請書締め切りです。

次に 9 月です。

1 日に先ほど薬師寺委員から御説明がありましたとおり、女性委

講義の研修内容につきましては、お目通し方、お願いしたいと思
います。

会場につきましては、アグリセンターのセンター内の会議室及び、
研修圃場の方で行われます。申込み期間が、7月1日から8月15
日まで、来月の15日金曜日までとなっております。

希望される場合は、裏面に申込書がありますので、こちらに申込
みの受講希望者のお名前等を記載していただいて、直接、アグリセ
ンターの方まで御提出をお願いしたいと思います。

以上、受講者募集につきまして説明を終わります。

議 長 ほかに事務局から何かございますか。

田上 G 員 皆様お疲れさまです。

農業委員会だよりの第15号が出来上がりましたので、皆様の
机の上に置いておきました。

8月の通常版ですので、8月1回目の広報薩摩川内市の中に挟
み込んで皆さんの自治会文書で発送予定となっております。

後でお目通し頂ければと思います。以上です。

議 長 ほかに事務局から何かございますか。

事務局 (なしの声あり)

議 長 これをもちまして第28回薩摩川内市農業委員会総会を閉会い
たします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 15：00】